

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

(概要版)

～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現に向けて～

令和3年4月7日

那覇市

目次

条例制定の背景	1
新条例の目的	2
新条例で用いる言葉の定義	2
新条例の概要	3
新条例の施行時期等	10
参考資料	



条例制定の背景

近年、犬、猫等のペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、より深い関わりを持つようになってきました。しかし、その一方で、飼養に関して、多頭飼養崩壊をはじめ飼育放棄（ネグレクト）や遺棄虐待、より身近なものとしては、放し飼いや飼い主のいない猫などによる糞尿被害など、様々な問題が全国的に発生しています。

那覇市においては、放し飼いや負傷等により収容する犬猫の頭数は、中核市移行時と比べると毎年、減少傾向にあります。その数は依然として少ないものではないほか、犬の放し飼いをはじめ犬猫の糞尿被害等、生活環境に関する苦情・相談は毎年1千件以上寄せられている現状にあります。

そこで、「第5次総合計画（平成30年度～）」において、「人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる」という施策を掲げ、生活環境の悪化の抑制や犬猫の収容数減少を目標に、適正飼養の推進や飼い主のいない猫の繁殖を抑制する対策を図ること等を通じて、動物愛護思想の普及啓発に取り組んでいるところです。

今般、令和元年6月に改正、令和2年6月に施行された「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）」では、適正飼養に関する対応の強化として、犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖制限の義務化や、中核市等へ動物愛護管理担当職員を必ず置くこと等が規定されました。

こうした中であって、犬猫が収容されることのない「人と動物の調和のとれた共生する地域社会の実現」に向けて、動物（ペット）に関する様々な課題への対応をさらに推し進めるとともに、法の規定への対応も含め、「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）（以下「新条例」という。）」を制定します。

新条例の目的

“動物の命を尊ぶ”という共通認識を涵養し、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念とします。

この条例は、法に定めるもののほか、人と動物の調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めます。

これにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、「人と動物が調和し共生する地域社会の実現」に寄与することを目的とします。

新条例で用いる言葉の定義

- 動物 : 法第 44 条第 4 項各号に掲げる動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。このほか、哺乳類、鳥類及びは虫類で人が占有する動物。）をいう。
- 適正飼養 : 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- 飼い主 : 動物の所有者又は占有者をいう。
- 飼い犬 : 飼い主のある犬をいう。
- 係留 : 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障壁を設けて、逸走を防止することをいう。

新条例の概要

1

市、市民、飼い主等の責務を明確化し、
基本理念の実現に向けて
互いに連携・協働できる体制を構築します。

1-(1) 市の責務

動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、実施することを定めます。また、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとします。

1-(2) 市民の責務

「人と動物が調和し共生する地域社会」の実現のためには、市民一人一人が動物の飼養の有無にかかわらず、動物が命あるものと認識をして、動物愛護及び管理に関することへの理解する姿勢を求めます。

このことから、市民の皆さまの責務として、次のことを定めます。

- ① 動物の愛護及び管理に関することへの理解
- ② 市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策への協力

1-(3) 飼い主等の責務

飼い主の責務として、動物の習性等を理解すること、適正飼養に努めること、及び次のことを定めます。

- ① 命を終えるまで適正飼養（以下、「終生飼養」という。）をすること
- ② 繁殖を防止するための必要な措置を講ずること
- ③ 感染症を予防するための必要な措置を講ずること
- ④ マイクロチップ等の自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること
- ⑤ 災害等に備えること

また、これから飼い主になろうとする者の責務として、動物の飼養に先立ち、動物の習性等を理解し、終生飼養を考慮して動物を選ぶこと等を定めます。

動物の飼い主の遵守事項を規定し、 動物福祉の向上、生活環境の保全を図ります。

2-(1) 飼い主の遵守事項

動物の適正飼養の観点から、飼い主の義務として次のことを定めます。

- ① その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと
- ② 疾病の予防、健康管理、疾病等への適切な措置を行うこと
- ③ 飼養場所を清潔に保つこと
- ④ 公共の場所等を不潔にしないこと
- ⑤ 鳴き声や臭い等により人に迷惑を及ぼさないこと
- ⑥ 逸走防止の対策を行い、逸走した場合は捜索すること

2-(2) 犬の飼い主の遵守事項

犬の飼い主に対しては、2-(1)の項目に加えて次のことを義務として定めます。

- ① 飼い犬について、下記に該当する場合を除き、他人に接触しないよう、常に係留をしておくこと
 - ア 警察犬、身体障害者補助犬等とその目的のために使用する場合
 - イ ドッグラン等の施設で訓練又は運動をする場合
 - ウ リードを保持して散歩等をする場合
 - エ 生後 91 日未満の犬である場合
- ② 種類等に応じ、適正に運動させること
- ③ 種類等に応じ、しつけを行うこと
- ④ 公共の場所等にふんをしたときは、ふんを持ち帰ること
- ⑤ 他人の見やすい場所に飼養又は保管をしている旨を掲示すること

2-(3) 猫の飼養等

那覇市では、多くの幼猫や負傷した猫が収容されており、残念ながらその多くが飼い主が判明することなく、収容中に命を落としています。また、外にいる猫の糞尿や鳴き声で困っているという相談も多数寄せられている現状にあります。

新条例では、飼い主の判明しない猫の収容及び殺処分の減少、並びに地域の生活環境の保全を図ることを目的として猫の飼養等について、次の規定を設けます。

- ① 飼い猫は、屋内飼養に努めること
- ② 所有者の判明しない猫に給餌を行う者は、猫の繁殖を防止し、地域の生活環境を損なわないようにし、地域住民の理解が得られるように努めること

**生活環境の保全や不幸な猫をこれ以上増やさないための
普及啓発に取り組みます。**

2-(4) 飼い主等に対する指導及び助言

動物福祉の確保及び動物による人の生命等への侵害を防止するため、飼い主等に対して、必要な指導又は助言を行うことを定めます。

動物の収容や引取りについて規定します。
引取りについては、動物愛護の観点から慎重に対応を行います。

3-(1) 犬の収容

那覇市飼い犬条例（昭和49年1月11日条例第1号以下「市飼い犬条例」という。）の規定を踏襲し、次のとおり犬の収容について定めます。

- ① 飼い主の遵守事項に違反して係留されていない犬がいる場合、これを収容します。
- ② 犬が第三者の土地、建物に入った場合に、収容するためにやむを得ないと判断した場合は、必要な限度において立ち入りを行います。
- ③ 何人も、収容のために設置した器具を移動、又は破損してはいけません。

3-(2) 犬又は猫の引き取り

飼い主からの犬猫の引取り及び飼い主の判明しない犬猫の引取りについて、規定します。

飼い主からの犬猫の引取りに関しては、老齢、疾病を理由とした場合等、引取りを求める相当の理由がないと認める場合、引取りを断ることがあります。

また、所有者が判明しない犬又は猫の引取りを求められた場合でも、所有者がいると推定できる場合等、引取りを求める相当の理由がないと認める場合、引取りを断ることがあります。

適正飼養、終生飼養の責務や命あるものである動物との共生の観点から、むやみな引取りは行わず、慎重に判断することとしています。

3-(3) 負傷した犬、猫等の収容等

所有者の判明しない犬、猫等が負傷等した旨の通報があった場合、状況に応じ、収容を行います。

3-(4) 公示等

新条例の規定により収容等をした場合は、種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示します。

所有者が判明したときは、所有者へ引取るように通知を行い、所有者は通知を受け取った日の翌日までに引取らなければいけません。

公示期間が満了した日から2日、又は所有者が通知を受け取った日から2日以内に犬、猫等を引き取らないときは、これらを処分することが出来ます。

処分については、飼い主への返還のための収容期間の延長や譲渡等に努めていきます。

3-(5) 譲渡

市長は、新条例の規定により収容等をした犬、猫等を適正飼養できる方に譲渡することができます。

3-(6) 犬及び猫の繁殖制限

犬又は猫の飼い主は、犬又は猫が繁殖して、適正飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがある場合は、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければいけません。市は、必要に応じて、飼い主へ指導・助言を行います。

4

動物による事故が発生した際の対応やその後の措置について規定します。

4-(1) 事故発生時の措置

犬の飼い主は、飼い犬が人の身体、生命等を侵害したときは、適切な応急措置や新たな事故の発生を防止するための措置を行わなければいけません。また、その事故とその後の措置等について、被害を与えた日から起算して10日以内に、市長に届け出なければいけません。

また、犬の飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせなければいけません。

4-(2) 措置命令

市長は、係留義務規定に違反している犬の飼い主や、人の生命等を侵害した、又は侵害するおそれがある犬の飼い主に対し、次の措置を命じることができます。

- ① 係留義務規定に違反している場合は、他人に接触しないよう犬を係留すること
- ② 犬に口輪を装着すること
- ③ その他、人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること

4-(3) 立ち入り調査等

市長は、新条例の施行に必要な限度において、飼い主等から飼養の状況、保管の方法等の必要な事項に関して、立入調査等を行うことができます。

なお、この権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません。

5

飼えなくなった犬猫をやむを得ず引取る場合の手数料や
収容した動物の返還にかかる手数料、
動物愛護管理員等の設置について規定します。

5-(1) 手数料

飼えなくなった犬又は猫を引取る場合、次の手数料が必要です。

- ① 生後91日未満の犬 1頭につき500円
- ② 生後91日以上
ア 体重30キログラム未満 1頭につき2,500円
イ 体重30キログラム以上 1頭につき3,500円
- ③ 生後91日未満の猫 1匹につき500円
- ④ 生後91日以上
の猫 1匹につき2,500円

また収容等した犬、猫等の返還の際には、次の手数料が必要です。

- ① 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき4,000円
- ② 飼養及び管理に関する手数料 1頭又は1匹につき1日当たり350円

5-(2) 手数料の免除

次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができます。

- ① 官公署から事務上の必要により請求があった場合
- ② 身体障害者補助犬に係る請求があった場合
- ③ その他市長が特別の理由があると認める場合

5-(3) 動物愛護管理員

法に基づき、動物愛護管理担当職員（職名「動物愛護管理員」）を中核市等は必ず置くこととなりました。

5-(4) 動物愛護推進員

地域における、適正飼養、終生飼養、及び繁殖制限等についての普及啓発活動をはじめ、市の施策に協力できる方の中から動物愛護推進員を委嘱することが出来ます。

6

新条例に違反した場合の罰則について規定します。
罰金及び科料を見直し、強化します。

※ 罰則の内容については、今後の関係省庁との協議の結果、変更となる可能性があります。

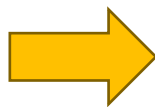
6-(1) 罰金、又は科料が適用となる場合

- ① 10万円以下の罰金が適用となる場合は次の通りです
4-(2)の市長による措置命令に従わない飼い主
- ② 5万円以下の罰金、又は科料が適用となる場合は次の通りです
ア 係留義務規定に違反し、人の生命等に侵害を与えた飼い主
イ 犬による事故の発生を届け出ず、又は虚偽の届け出をした飼い主
ウ 立入調査等を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

市飼い犬条例

3万円以下の罰金


2万円以下の罰金、又は科料



新条例

10万円以下の罰金

5万円以下の罰金、又は科料



新条例の施行時期等

新条例については、令和3年6月1日の施行を予定しています。なお、新条例の施行に伴い、市飼い犬条例は廃止とします。

発行：那覇市環境部環境衛生課

〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 641 番地

エコマール那覇プラザ棟 4階

TEL：098-951-1530

E-mail：K-KANEI001@city.naha.lg.jp